

□□□□□□□□□□→□□□□

□□□□□□□□□□□□

□□□□□□□□□□7-12-1□□□□4□□□□□□□□□□ □048-862-0355□fax048-866-0425

第10回 公正な税制を求める市民連絡会 学習会

特別
企画

生活者の財政へ —格差社会を超える『対話の力』—

新著「対話する社会へ」を出されたてるおか いつこ暉峻淑子先生特別講演!

能力に応じてみなでお金を出し合い、生活の土台を支える「共有財産」を作っておくこと、それが税金の本来の目的のはずです。ところが、政府は、大企業や富裕層に大きな減税をする一方、庶民に対しては増税と社会保障の削減を行いました。そのため、自己負担に耐えきれない私たちの生活と社会は破壊されつつあります。この流れは、今後いっそう強まるでしょう。

国の財政は、私たちが政府に預けたお金であり、病気や失業などに備え、前もって収入の一部を共同で積み立てておいて、いざというときにその積立金

を使って、お互いを助け合うためのものです。

暉峻さんは、格差を助長する国家システム—税と社会保障の問題を指摘され続け、共有する社会システム（社会保障制度や社会資本など）について、税や保険料の拠出者である私たち市民が互いに話し合い政府に異議申し立てと提案をする「討議デモクラシー」の重要性を指摘してきました。

この学習会において社会の分断・対立や格差社会を超えて、生活者の財政を構築し、公正な社会を実現するために、私たちひとりひとりができることを、一緒に考えてみませんか。

講師 てるおか いつこ
暉峻 淑子先生
(埼玉大学名誉教授)



講師プロフィール
1928年大阪府生まれ、1963年法政大学大学院博士課程修了。専攻は生活経済学。ベルリン自由大学客員教授、ウィーン大学客員教授などを歴任。政治、経済、教育、福祉などさまざまな問題について発言し、ユゴスラビア難民を支援するNGOの活動や、憲法と教育基本法を守る活動にも力を注いできた。現在、埼玉大学名誉教授。

おもな著書
『豊かさとは何か』1989 岩波新書 『豊かさの条件』2003 岩波新書
『ほんとうの豊かさとは』2003 岩波ブックレット
『対話する社会へ』2017 岩波新書 他多数

資料代 **1,000円** (経済的に困難な方は無料)

主催 **公正な税制を求める市民連絡会**

日時 **2017年**
7/26 (水)
18:30~20:30

会場
**主婦会館プラザエフ
地下1階・クラルテ**
●JR四ツ谷駅麹町口前(歩1分)
●地下鉄南北線 / 丸の内線四ツ谷駅(歩3分)



事務局連絡先 弁護士 猪股正
さいたま市浦和区岸町7-12-1東和ビル4階 埼玉総合法律事務所 Tel.048-862-0355 fax048-866-0425



□□□□□□□□□□

□ □□13□□□□□□□□□□□□□□□□

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

□□□□□□□□□□□□□□□□←□□□□□□□□□□□□

□□□□□□□□□□

□□□□□□□□

共謀罪に レッドカード！！



わたしたちも
逮捕される!?

作家 **雨宮処凛さん**講演
共謀罪に反対する市民集会

平成29年6月7日（水）

ウェスタ川越1F 多目的ホール

（川越駅西口徒歩3分）

午後7時 開演（午後6時30分開場）

入場無料（事前申し込み不要）

主催 埼玉弁護士会

共謀罪に レッドカード！！



わたしたちも
逮捕される!?

衆院法務委員会参考人

加藤健次弁護士(第二東京弁護士会)講演

共謀罪に反対する市民集会

平成29年6月9日(金)

浦和コミュニティセンター多目的ホール
(浦和駅東口前 浦和パルコ10階)

午後7時 開演 (午後6時30分開場)

入場無料 (事前申し込み不要)

主催 埼玉弁護士会

- ・ [「ニッポン」 2017年5月25日発行の「ニッポン」の「ニッポン」](#)

6/13 ニッポンの「ニッポン」の「ニッポン」

「ニッポン」の「ニッポン」の「ニッポン」
「ニッポン」の「ニッポン」の「ニッポン」
「ニッポン」の「ニッポン」の「ニッポン」

「ニッポン」の「ニッポン」
→<https://www.nichibenren.or.jp/event/year/2017/170613.html>

「ニッポン」の「ニッポン」の「ニッポン」
「ニッポン」の「ニッポン」の「ニッポン」
「ニッポン」の「ニッポン」の「ニッポン」

「ニッポン」の「ニッポン」の「ニッポン」
「ニッポン」の「ニッポン」の「ニッポン」
「ニッポン」の「ニッポン」の「ニッポン」

「ニッポン」の「ニッポン」の「ニッポン」
「ニッポン」の「ニッポン」の「ニッポン」

「ニッポン」の「ニッポン」の「ニッポン」
「ニッポン」の「ニッポン」の「ニッポン」

「ニッポン」
「ニッポン」の「ニッポン」の「ニッポン」
「ニッポン」
「ニッポン」の「ニッポン」 →「ニッポン」
「ニッポン」の「ニッポン」の「ニッポン」の「ニッポン」
「ニッポン」
「ニッポン」
「ニッポン」
【「ニッポン」】

シンポジウム「最低賃金引上げには何が 必要か？法制度と運用面の課題を探る」

当連合会は、最低賃金の大幅な引上げが貧困問題を解決する上で、もっとも重要な課題の一つと位置づけ、2011年6月16日付け「最低賃金制度の運用に関する意見書」を公表し、2013年8月2日付け「最低賃金額の大幅な引上げを求める会長声明」以降、毎年、繰り返し、最低賃金額の大幅な引上げを求めてきました。

政府も、2010年6月18日に閣議決定された「新成長戦略」において、2020年までに「全国最低800円、全国平均1000円」にするという目標を明記し、2015年6月30日に閣議決定された「『日本再興戦略』改訂2015」等においても、中小企業・小規模事業者への支援を図りつつ最低賃金額の引上げに努めるべきことを明記しています。

最低賃金の引上げをめぐるっては、特に地域経済や中小企業の経営や雇用への影響が議論されてきました。当連合会は、最低賃金の引上げについての調査・分析のため、青森県及び鳥取県の実情を調査し、最低賃金についてのパンフレットも作成しました。

今回のシンポジウムでは、これまでの調査結果についての報告をするとともに、そこから浮かび上がった法制度上及び運用面での課題について、専門家等を交えて議論し、みなさんと一緒に考えたいと思います。多くの皆様の御参加をお待ちしております。

JFBA 日本弁護士連合会

プログラム(予定)

- ◆基調報告：当連合会貧困問題対策本部委員
「青森県・鳥取県調査報告（結果）について」
- ◆パネルディスカッション
 - 藤田安一氏（鳥取大学名誉教授・鳥取地方最低賃金審議会元会長）
 - 神吉知郁子氏（立教大学准教授），他
- ◆会場発言



アクセス(交通案内)

- 地下鉄丸の内線 露ヶ間駅 (B1-b出口) から徒歩1分
- 地下鉄日比谷線 露ヶ間駅 (B1-a出口) から徒歩1分
- 地下鉄千代田線 露ヶ間駅 (B1-a出口) から徒歩1分
- 地下鉄有楽町線 桜田門駅 (5番出口) から徒歩8分
- 地下鉄日比谷線 日比谷駅 (A14, A10出口) から徒歩10分
- 地下鉄千代田線 日比谷駅 (A14, A10出口) から徒歩10分
- 都営三田線 日比谷駅 (A14, A10出口) から徒歩10分

参加費・事前申込不要

2017年6月13日(火)

18:00~20:00

弁護士会館2階講堂「クレオ」BC

※当連合会では、本シンポジウムの内容を記録し、また、成果普及に利用するため、会場での写真・映像撮影及び録音を行っております。撮影した写真・映像及び録音した内容は、当連合会の会員向けの書籍のほか、当連合会のホームページ、パンフレット、一般向けの書籍等にも使用させていただいております。また、報道機関による取材が行われる場合、撮影された映像・画像はテレビ、新聞等の各種媒体において利用されることがあります。撮影をされたくない方は、当日、担当者にお申し出ください。

主催：日本弁護士連合会 お問い合わせ：日本弁護士連合会人権部人権第一課 TEL03-3580-9857

私が賛成する最大の理由は国際組織犯罪防止条約を批准するために、国内で担保する法を整備する必要があるから。条約上、共謀罪が犯罪組織参加罪を設けることになっ

テロ組織は組織犯罪と同じような資金源活動を行っている。アルカイダは麻薬取引で資金を得ていたし、過激派組織で批准している。国連加盟国が批准していないのは、南スーダンやソマリアなど11カ国だけ。その中に日本が入っていないの

この条約は、元々はテロとは直接関係がなく、マネーロンダリングなどの組織犯罪な信頼性や日本の金融機関対策が中心。しかしながら、01年の9・11事件以降、テロ資金は国際社会の中で大きな問題となつている。最近の罪組織に限定、対象犯罪を絞

「共謀罪」の成立で二番危二年、風力発電施設の建設に反憤していることは、市民活動に対する活動家の身分を警察がによる自然や平和を守るため調へ、企業側個人情勢が流れる恐れがあり、「犯罪」にさ出た。警察と企業の会議事録からは、警察が「大々的な市民運動に展開する」御社の事業も進まない、「身の危険を感じたら110番して」と伝えていたことも明らかに

共謀罪わたしの視点

「共謀罪」の成立で二番危二年、風力発電施設の建設に反憤していることは、市民活動に対する活動家の身分を警察がによる自然や平和を守るため調へ、企業側個人情勢が流れる恐れがあり、「犯罪」にさ出た。警察と企業の会議事録からは、警察が「大々的な市民運動に展開する」御社の事業も進まない、「身の危険を感じたら110番して」と伝えていたことも明らかに

自由と安全 均衡必要

テロ組織は組織犯罪と同じような資金源活動を行っている。アルカイダは麻薬取引で資金を得ていたし、過激派組織で批准している。国連加盟国が批准していないのは、南スーダンやソマリアなど11カ国だけ。その中に日本が入っていないの

公共政策調査会研究センター長 板橋 功さん



いたばし・いさお 1959年栃木県生まれ。公益財団法人公共政策調査会研究センター長。武蔵野大学客員教授、国土館大学非常勤講師。専門はテロ問題。

民に分かりやすく説明する必要がある。テロ対策などは国民の自由や権利を制限する側面があり、国民の理解が不可欠。常に自由と安全のバランスを考えながら議論しないと

埼玉弁護士会 伊須 慎一郎さん



いす・しんいちろう 1970年愛媛県生まれ。2002年に埼玉弁護士会登録、同会の憲法改正問題対策本部メンバー。「安保法制違憲国賠訴訟」などを担当。

現在も政治権力が市民活動に対して意見を言っている社会になつていない。共謀罪が成立したら、市民はますます萎縮し、自由な民主主義社会の基盤となる多様な意見が社会に流通しなくなる。憲法違反の疑い

市民活動の抑圧危惧

市民活動への不当な介入が行われると、市民の思想・良う。われている共謀罪が成立し、心・プライバシーが広範に侵襲されることになってしま 規定が定められている。例え

2017年(平成29年)5月17日(水)

埼玉県大塚市では2014

